

諮問日：平成29年6月2日（平成29年度（最情）諮問第22号）

答申日：平成29年9月11日（平成29年度（最情）答申第32号）

件名：高等裁判所事務局長事務打合せに関する資料の開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成29年3月3日開催の高裁事務局長事務打合せに関する文書（開催案内は除くが、参加者名簿，座席図，裁判官異動計画等の配付資料，打合せ結果等を含む。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，別紙記載の各文書（以下「本件開示文書」という。）を開示した判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年5月8日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書には，事務打合せ当日の協議テーマに関する配付資料が含まれていない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

配布資料は，必ず作成されるものではなく，協議テーマによって作成されないこともある。協議テーマ3については本件開示文書のうち別紙記載6の文書を配布しており，その余の協議テーマについては口頭による説明及び協議がされたのであり，本件開示文書以外に配布資料は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月2日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月21日 審議
- ④ 同年9月8日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示文書には、平成29年3月3日に開催された高等裁判所事務局長事務打合せにおける協議テーマ等が記載されているところ、これらの内容を踏まえて検討すれば、協議テーマ3については本件開示文書のうち別紙記載6の文書が配布され、その余の協議テーマについては口頭による説明及び協議がされたという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人

別紙

- 1 高等裁判所事務局長事務打合せ配布資料目録
- 2 高等裁判所事務局長事務打合せ出席者名簿
- 3 高等裁判所事務局長事務打合せ席図
- 4 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（裁判官の人事について）
- 5 高等裁判所事務局長事務打合せ進行予定等
- 6 司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員設置要綱
- 7 平成29年3月高等裁判所事務局長事務打合せ結果概要